

令和 7 年 7 月 31 日
指 導 部令和 8 年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用
教科書の採択について

令和 8 年度使用教科書について、東京都教科用図書選定審議会の答申を受け、下記のとおり採択する。

記

文部科学省検定済教科書

議案番号	学 校	教科（種目）	採 択 の 方 法
第 45 号	都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）	<都立小学校> 国語、書写、社会、算数、理科、生活、音楽、英語、道徳	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条により令和 7 年度使用教科書と同一の教科書を採択する。
	[立川国際中等教育学校附属小学校]		
	[白鷗高等学校附属中学校]		
	[小石川中等教育学校（前期課程）]	<都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）>	
	[両国高等学校附属中学校]	国語、書写、社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、英語、道徳	
	[桜修館中等教育学校（前期課程）]		
	[立川国際中等教育学校（前期課程）]		
	[武蔵高等学校附属中学校]		
	[富士高等学校附属中学校]		
	[大泉高等学校附属中学校]		
	[南多摩中等教育学校（前期課程）]		
	[三鷹中等教育学校（前期課程）]		

令和 8 年度使用 都立小学校用教科書採択一覧

教科（種目）	発行者（略称）
国語	東書
書写	東書
社会	東書
算数	啓林館
理科	大日本
生活	東書
音楽	教芸
英語	東書
道德	光文

（注）発行者の略称は、令和 7 年 4 月文部科学省発行「小学校用教科書目録（令和 8 年度使用）」による。

令和8年度使用 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧

（１）白鷗高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（２）小石川中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	東書	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（３）両国高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（４）桜修館中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（５）立川国際中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（６）武蔵高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

（注）発行者の略称は、令和7年4月文部科学省発行「中学校用教科書目録（令和8年度使用）」による。

(7) 富士高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

(8) 大泉高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

(9) 南多摩中等教育学校 (前期課程)

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	帝国	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

(10) 三鷹中等教育学校 (前期課程)

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
国語	光村	理科	啓林館
書写	教出	音楽 (一般)	教芸
社会 (地理的分野)	東書	音楽 (器楽合奏)	教芸
社会 (歴史的分野)	山川	英語	東書
社会 (公民的分野)	教出	道德	日文
数学	学図		

(注) 発行者の略称は、令和7年4月文部科学省発行「中学校用教科書目録(令和8年度使用)」による。

第四十五号議案

令和八年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）
用教科書の採択について

令和八年度に都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書（国語、書写、社会、算数、理科、生活、音楽、英語、道德）、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書（国語、書写、社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、英語、道德）については、別紙「令和八年度使用都立小学校用教科書採択一覧」及び別紙「令和八年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧」のとおり令和七年度使用教科書と同一の教科書を採択する。

令和七年七月三十一日

東京都教育委員会

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、令和八年度に使用する都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書を採択する必要がある。